

建設業の三大災害を防ごう！

山口労働基準監督署

当署管内の建設業における労働災害は、過去5年間をみますと年間50件前後発生しています。

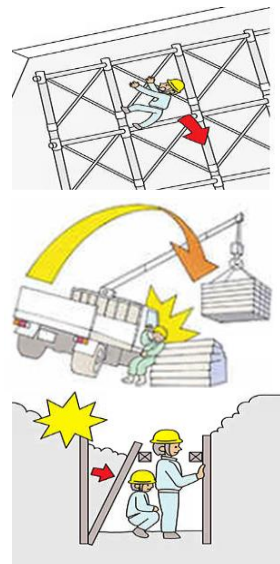
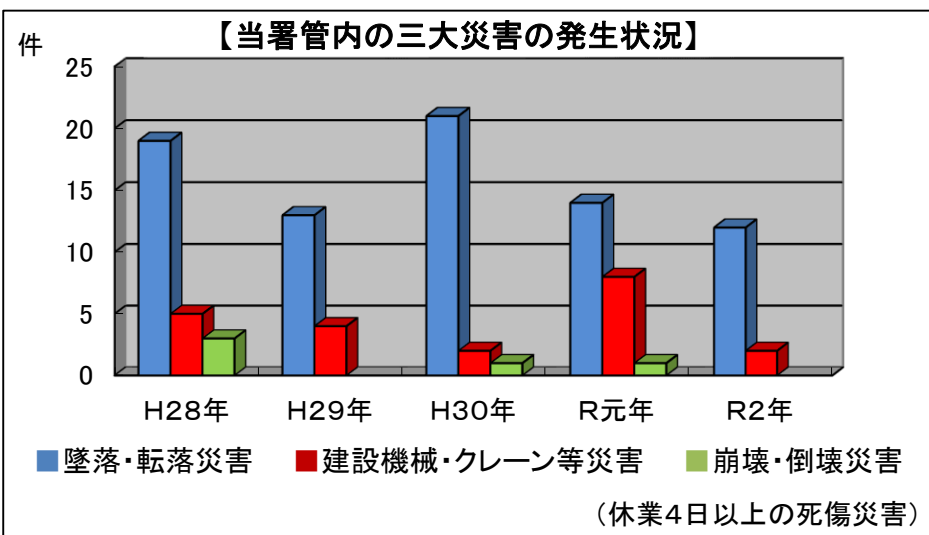
そのうち、三大災害(「墜落・転落災害」、「建設機械・クレーン等災害」、「崩壊・倒壊災害」)が、全体の3～5割を占めています。

中でも、「墜落・転落災害」が一番多く発生しており、過去5年間には山口署管内でも2件の死亡災害が発生し、令和3年に入っても屋根からの転落で死亡災害が1件発生するなど、高所作業中の安全対策の徹底が急務となっています。

さらに、去年は他署管内ではありますが、くい打ち機として使用していた移動式クレーンが転倒し、一般車両を巻き込んだ死亡災害も発生しており、建設機械災害にも注意が必要な状況です。

また、当署管内での労働災害の発生件数自体は少ないものの、死亡災害に繋がりやすい溝掘削工事中の「崩壊・倒壊災害」は全国的には毎年発生しているため、作業開始前には必ず地山の状態を点検し、土止め支保工を設置するなどの措置を講じる必要があります。

以下に、三大災害防止の「重点実施事項」と裏面に「災害事例」をとりまとめましたので、労働災害の防止対策にご活用ください。



	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
墜落・転落災害	19(1)	13(0)	21(0)	14(1)	12(0)
建設機械・クレーン等災害	5(0)	4(0)	2(0)	8(0)	2(0)
崩壊・倒壊災害	3(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)
合計	27(1)	17(0)	24(0)	23(1)	14(0)
建設業全体	57(2)	51(1)	50(0)	47(2)	30(0)
三大災害の占める割合	47.4%	33.3%	48.0%	48.9%	46.7%

()は死亡者数

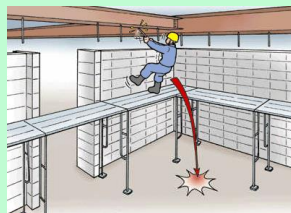
	重点実施事項
墜落・転落災害	①安全な作業床の設置 ②足場上でその日の作業開始前に手すりなどの「足場墜落防止用設備の点検」と異常を認めた時は直ちに補修することの徹底 ③各種足場では「手すり先行工法に関するガイドライン」を考慮した対策の実施 ④低層住宅建築工事等では「足場先行工法に関するガイドライン」に基づく対策の実施 ⑤高所作業時における墜落制止用器具は、原則としてフルハーネス型を使用(従来の安全帯の使用は令和4年1月1日まで)
建設機械・クレーン等災害	①各種建設機械の種類ごとの安全対策の充実 ②作業計画の策定及びその周知 ③周辺作業者への危険体感教育等(運転席での死角の確認等)の実施 ④過負荷防止装置(自動停止機能)の有効保持 ⑤足元の確認及び無資格運転の禁止
崩壊・倒壊災害	①小規模掘削工事での「土止め先行工法に関するガイドライン」に基づく対策の実施 ②斜面の掘削工事での「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」、「斜面の点検者に対する安全教育実施要領策定について」に基づく対策の実施 ③地山等の事前調査の実施、作業開始前の点検、土止め計画の策定

山口労働基準監督署管内での過去5年間の災害事例(抜粋)

三大災害

災害の概要

墜落・転落



建物屋上のパラペット端で既設シートを撤去していた際に、後ろ向きで作業をしていたため、転落した。(死亡災害)

高さ3.5mの足場上段より、足を滑らせて墜落した。(死亡災害)

民家の屋根工事中に、足を滑らせ約2mの箇所から後ろ向きに墜落した。(死亡災害)

2階建て建屋建築現場の2階の作業床上で、建築資材を運んでいたところ、作業床の梁が荷重超過で折れて、作業床ごと1階床に転落した。(休業6か月)。

地上から3層目足場作業床へ荷揚げ作業中、打ち込みが未完了の手すりにもたれかかって機材を受け取ろうとした際に、手すりが外れ、地上約6mの箇所からバランスを崩し、墜落した。(休業12か月)

民家の屋根工事中に、足を滑らせて、頭から地面に墜落した。(休業6か月)

建設機械・クレーン等

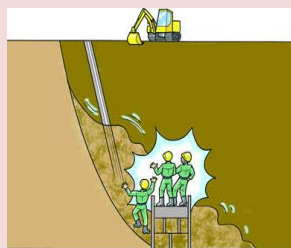


道路舗装工事施工中に、前方の道路標識にドラグ・ショベルが接触しそうになったためオペレーターが後方を確認しないままドラグ・ショベルを後退させたところ、ドラグ・ショベルの後方で敷圧をしていた被災者の足とドラグ・ショベルのキャタピラが接触した。(休業3か月)。

民家の解体作業中、解体用つかみ機で廃材を入れたフレコンバッグを持ち上げようとした際に、フォークの中に手を入れて手を挟まれた。(休業3か月)

民家の解体工事現場で解体によって発生したコンクリート片をドラグ・ショベルで4トントラックに積み込み、トラックの荷台の扉を閉めようと、被災者がドラグ・ショベルの後方に移動した際に、ドラグ・ショベルの運転手が前進しようとしたが、コンクリート片が散乱している現場では地面が安定しておらず、反動で想定外の後退が発生し、被災者の右足がキャタピラーに巻き込まれた。(休業3か月)

崩壊・倒壊



下水道工事現場の掘削溝内で取付管敷設完了時に、敷設管の管勾配確認を行っていた際に、掘削法面が崩壊し、土砂が被災者の背中を直撃した。(休業4か月)

マンション建設現場で、深さ3.2mの掘削床面の杭頭のハツリ作業時に、近接の法面が雨の影響で緩んでいたためか、突然崩壊し、足元に流れてきた土砂に足が埋まった。(休業2か月)

下水配管の敷設現場において、ドラグ・ショベルにて掘削後、土止め支保工を施工していない掘削溝内で配管を敷設中、側壁が滑り落ちてきて、掘削溝内で作業をしていた被災者の腰及び脚部を直撃した。(休業2か月)